[事案 2020-254] 新契約無効請求

• 令和 3 年 5 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時に正常な判断能力を欠いていたこと、および募集人の説明が不十分であったこと等を 理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年8月に契約した養老保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込 保険料と解約返戻金の差額を返還してほしい。

- (1)契約当時、精神科で治療を受けており、正常な判断能力がなかった。
- (2)募集人の説明が不十分で、契約内容を理解しないまま契約した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人が精神的な病気で通院・治療していることは全く知らなかった。
- (2)募集人は、複数のプランを提案し、設計書を使用して説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握する ため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に正常な判断能力がなかったこと、および募集人の説明不足等は 認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解によ る解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。